

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年6月から52年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年2月から49年3月まで
② 昭和51年6月から52年5月まで

昭和48年2月からA事業所に勤務すると同時に厚生年金保険に加入したが、49年3月まで父が国民年金保険料の納付を続けており、この間の国民年金保険料は還付されていない。

また、昭和51年6月からB事業所に勤務したが、厚生年金保険の適用は無かったので国民年金の加入をC町（現在は、D市）で継続し、52年6月から厚生年金保険に加入するまで、父が国民年金保険料を納付していた。

しかし、厚生年金被保険者期間で還付されるべき国民年金保険料が還付されず、国民年金保険料還付金を受け取った記憶が無いのに、国民年金保険料還付済みとされ未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳及びD市が保管するC町に係る国民年金被保険者名簿により、申立期間①及び②の国民年金保険料が納付されていたことが確認できる。

また、申立期間②については、社会保険事務所（当時）は、申立人が昭和52年6月1日に厚生年金保険に加入した際、本来、同日付けで申立人がこれまで加入していた国民年金被保険者資格を喪失させなければならなかったにもかかわらず、51年6月1日付けで資格を喪失させる誤った事務処理を行ったことにより、当該期間の納付済みの記録が国民年金保険料の還付及び国民年金未加入期間に訂正されたものと考えられる。

しかしながら、申立期間①については、厚生年金保険の被保険者であるため、国民年金の被保険者となり得る期間でないことは明らかであるから、当該期間

の記録の訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年6月から52年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から同年10月まで
20歳の時は国民年金に加入していなかったが、平成14年3月に会社を退職してA市B区に転居したとき、区役所で加入手続を行った。
申立期間の国民年金保険料については、就職が決まった平成14年11月に、A市B区役所から督促を受けていた14年4月から同年10月までの保険料7万から8万円を同区役所窓口で納付したことを憶えている。申立期間が国民年金保険料の未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B区役所から督促を受けていた申立期間の国民年金保険料を、同区役所の窓口で納付したと申し立てているが、平成14年4月以降は国民年金保険料収納事務を社会保険事務所（当時）が一元的に行っており、申立期間の保険料については社会保険事務所が納付書を発行し被保険者が金融機関等で納付する手続であったことから、市区町村窓口では納付することが制度上できない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が納付したとする国民年金保険料の金額は、申立期間当時の保険料の金額と相違している上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 456

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から同年 6 月まで

両親に勧められて国民年金に加入したが、加入手続は父が行い、国民年金保険料も父が支払っていた。

父は既に死亡しているため、保険料の納付状況は確認できないが、申立期間の領収書を父に見せてもらったことを記憶しているので、申立期間が未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、父が国民年金の加入手続を昭和 62 年ごろに行い、申立期間の国民年金保険料も父が納付したと申し立てしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿の申立人の前後の被保険者の加入年月日により、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年 10 月ごろに払い出されていることが推認でき、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A 市が保管する国民年金被保険者名簿により、申立期間の直後に当たる昭和 62 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料が、平成元年 10 月 9 日に過年度納付されていることが確認でき、過年度納付した時点は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される時点と一致している上、この時点で申立期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。